

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成28年11月11日京都市条例第13号）（文化市民局地域自治推進室）

特定非営利活動促進法の一部改正のため、規定を整備することとしました。

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行することとしました。

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第13号

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

京都市特定非営利活動促進法施行条例の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第10条第2項中「支給を行った場合にあつては」を「支給後」に改め、「、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合にあつては事前に（当該海外への送金又は金銭の持出しが、災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。

第12条第2号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第13条第1項第5号及び第2項第4号中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同条第3項第4号中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）